

債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事 総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領

第1 趣旨

この要領は、山形県企業局（以下「企業局」という。）が発注する債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事において実施する総合評価落札方式（技術提案評価型）による一般競争入札の手続について、山形県公営企業財務規程（昭和53年山形県企業管理規程第11号）、山形県企業局建設工事一般競争入札（条件付き）実施要綱（平成13年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義等

- 1 この要領において「総合評価落札方式（技術提案評価型）」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が企業局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- 2 総合評価落札方式（技術提案評価型）は、技術的工夫の余地が大きい工事等を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、工事目的物の品質をより高めることを期待する場合に適用するものであり、当該技術提案等及び価格を総合的に評価する方式のことである。
なお、複数の工法など、より優れた技術提案（発注者と入札参加者の技術対話を通じて技術提案の改善）等を求めるものとする。
- 3 入札参加資格要件及び総合評価項目については、別表（実施要領 第2 関係）のとおりとする。
なお、総合評価の評価項目は、品質確保・品質向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め設定するものとする。

第3 対象工事

- 1 この要領で対象となる工事は、債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事（以下「対象工事」という。）とし、落札者の決定に当たり技術提案等を求めることとする。
- 2 総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用に当たっては、別図1（実施要領 第3 関係）のとおり対象工事における規模、技術的難易度等から技術的な工夫の余地を総合的に判断するものとする。

第4 落札者決定基準

価格その他の条件が企業局にとって最も有利なものを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）となる評価項目ごとの評価基準及び評価の方法は次のとおりとする。

(1) 評価基準

評価の視点及び評価項目ごとの配点は、別図2（実施要領 第4関係）の総合評価落札方式（技術提案評価型）評価基準により定めるものとする。ただし、対象工事の特性により総合評価落札方式（技術提案評価型）評価基準によりがたい場合は、山形県企業局VE審査委員会設置要領（平成23年7月1日施行）に規定するVE審査委員会（以下「審査会」という。）の審査を経て、別に定めることができる。

(2) 評価の方法

総合評価は、標準点に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

(3) 標準点及び加算点

標準点は100点とし、加算点の満点は、70点とする。

(4) 施工体制評価点

施工体制評価点は、30点とする。

第5 学識経験者の意見聴取

- 1 当該工事を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、別図3（実施要領 第4～第9、第11～第15、第17～第19関係）に示す段階において、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 2 学識経験者は、山形県県土整備部が実施する総合評価落札方式競争入札における学識経験者への意見聴取実施要領（平成29年4月25日施行。）に準じるものとする。
- 3 予定価格の作成における意見聴取においては、作成の方法や考え方等について行うものとする。

第6 対象工事の落札者決定基準の設定

対象工事の落札者決定基準は、審査会の審査を経て決定するものとする。

第7 入札公告

- 1 入札公告は、実施要綱第6に基づき別添1（実施要領 第7関係）の例により山形県電子閲覧システムに掲載することにより行うものとする。なお、総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書 別添2（実施要領 第7関係）及び入札参加説明書 別添3（実施要領 第7関係）についても掲載するものとする。

(1) 総合評価落札方式（技術提案評価型）を適用する旨

(2) 落札者決定基準

① 評価項目ごとの評価基準及び配点

② 評価の方法

- 2 前項の公告は、別図3（実施要領 第4～第9、第11～第15、第17～第19関係）に掲げる日までに行うものとする。

第8 入札説明書等の閲覧等

入札説明書等の閲覧は、実施要綱第7による。

第9 参加申請書等の提出

- 1 入札参加希望者は、別図3（実施要領 第4～第9、第11～第15、第17～第19関係）に掲げる期日に入札公告において設定した入札参加資格確認申請書及び技術提案等の関係資料（以下「参加申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 2 参加申請書等は、郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参により提出するものとし、提出場所については入札公告で定めるものとする。
- 3 提出期限までに参加申請書等の提出がない者は、当該入札に参加することができない。

第10 参加申請書等に関する質問

参加申請書等に関する質問の取扱いについては、入札公告で定める。

第11 技術提案書等の評価

- 1 所管課長は、別図3（実施要領 第4～第9、第11～第15、第17～第19関係）に示す期限までに入札参加者の技術提案書等の評価を行うものとする。なお、技術的判断の必要性に応じて第5の学識経験者への意見聴取を行うものとする。
- 2 所管課長は、別図3（実施要領 第4～第9、第11～第15、第17～第19関係）に示す期限までに入札参加資格確認を行い、その結果を入札参加希望者に対して、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第2号（実施要領 第11関係））により通知するものとする。
- 3 所管課長は、別図3（実施要領 第4～第9、第11～第15、第17～第19関係）に示す期限までに第4の（2）に示す技術評価点を算出し、審査会等の審査を経て決定するものとする。
- 4 第2項に規定する通知を受理した入札参加希望者のうち、当該決定に不服がある者は、通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（山形県の休日を含める条例（平成元年県条例第10号）に規定する休日を除く。以下日数の規定において同じ。）に所管課長に対して入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- 5 所管課長は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。
- 6 予算の上限を超える参考見積書を提出した者は、入札参加資格がないものとする。
- 7 参加申請書等の審査の途中において、全ての入札参加者が入札参加資格を満たしていないことが明らかになった場合は、当該入札参加者に対して、審査中止通知書（別記様式第3号（実施要領 第11関係））により通知するものとする。

第12 技術提案書等の技術対話

- 1 所管課長は、技術提案等の関係資料（以下「技術提案書等」という。）の提出があった場合、別図3（実施要領 第4～第9、第11～第15、第17～第19関係）に示す段階において、入札参加者に対して、ヒアリングを行うものとする。
- 2 所管課長は、ヒアリングを行う者に対して、技術対話開催通知書（別記様式第1号（実施要領 第12関係））によりヒアリングの場所、日時等を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者がヒアリングを受けなかった場合は、当該入札に参加することができない。

第13 参加申請書等の取り扱い

- 1 参加申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 2 提出された参加申請書等は、資格確認及び技術提案等の審査、評価並びに設計書及び予定価格の作成以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された参加申請書等は、返却しないものとする。
- 4 提出期限日以降における技術提案書等の修正及び再提出は、認めないものとする。ただし、技術対話後に技術提案書等の内容を改善する場合は、入札公告等で示す期限までに再提出を認めるものとする。
- 5 参加申請書等を提出した者が、提出期限日以降、入札に参加しないこととしたときは、入札に参加しない旨を書面により、開札日の前日までに郵送又は持参により提出するものとし、提出があった場合、「第18 評価結果の公表」に規定する評価結果の公表は行わないものとする。

第14 調査基準価格の設定等

この要領による入札においては、山形県企業局建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（平成17年1月1日施行。以下「低入要綱」という。）第2条に基づき調査基準価格を設けるものとする。

第15 落札候補者の決定等

- 1 開札の結果、予定価格の範囲内で、評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- 2 前項の場合において評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあっては、当該評価値の者によるくじ（山形県電子入札システムにおける電子くじ）で落札候補者を決定するものとする。
- 3 入札執行者は、落札候補者が「第14 調査基準価格の設定等」に規定する調査基準価格を下回る価格の入札者であるときは同条に規定する低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。この場合、低入要綱第9条及び第14条中「予定価格」とあるのは、「その申し込みに係る技術提案を基に予定価格を算出した場合の当該価格」と読み替えるものとする。

第16 再度の入札

入札執行者は、開札の結果、落札者となるべき者がいなかったとき（落札候補者となった者の低入札価格調査の結果、当該候補者が失格となった場合において、他に落札候補者となるべきものがなかった場合を含む。）は、当該入札に参加した者による入札を実施する。

第17 技術提案書等に記載された内容の担保

- 1 技術提案、技術的所見として技術提案書等に記載された内容については、契約図書に記載するものとする。
- 2 所管課長は、契約の相手方に対し契約図書に記載された技術提案書等の提案内容を達成するための詳細な計画（以下「施工計画」という。）が記載された施工計画書の提示を求めるものとする。
- 3 監督職員は施工計画の履行の確認を徹底するものとする。
- 4 技術提案書等については、工事完了後において履行状況について検査を行うものとする。なお、契約の相手方の責めにより技術提案書等に適合した履行がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

第18 評価結果の公表

入札執行者は、山形県企業局入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領（平成16年4月1日施行）第3に定める事項のほか、落札者決定後速やかに、別記様式第4-1号（実施要領 第18関係）及び別記様式第5号（実施要領 第18号関係）に基づき、入札公告の定めにより公表するものとする。

第19 落札者として選定されなかった理由の説明

- 1 技術提案書を提出し、落札者とならなかった者のうち不服がある者は、次のとおり所管課長に対して書面により説明を求めることができる。
 - (1) 技術評価点の内訳
評価結果の公表を行った翌日から起算して3日以内に、別記様式第6号（実施要領 第19関係）により技術評価点の内訳の開示を求めることができる。
 - (2) 非選定理由の説明
落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。
- 2 所管課長は、前項の規定による開示及び説明を求める書面を受理したときは、次のとおり書面により回答するものとする。
 - (1) 技術評価点の内訳
当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、別記様式第7号（実施要領 第7関係）により回答するものとする。
 - (2) 非選定理由の説明
当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式(技術提案評価型)の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月2日から施行する。

別表（第2関係）

入札参加資格要件と総合評価項目

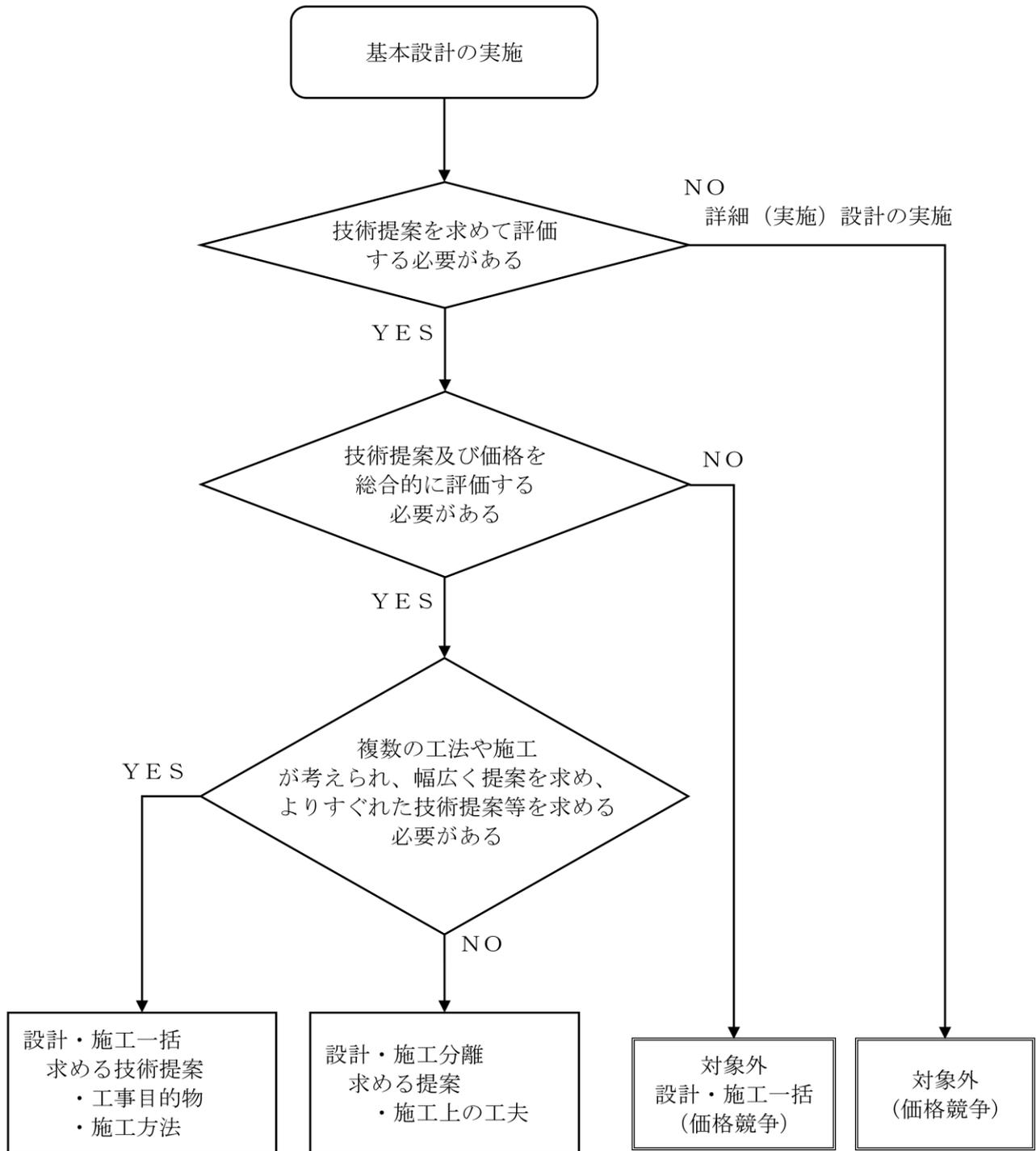
（凡例） ○：必須 △：選択 ×：非設定

資格要件・評価項目 ^{※1}		参加要件	総合評価	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	
	工事成績	○	×	
	表彰	×	×	
	関連分野での技術開発の実績	×	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの実績状況（ISO等）	×	×	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	
	その他（手持ち工事量等）	△	×	
地域精通度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	×	
	その他（ボランティア活動等）	×	×	
技術者の能力等	資格	○	×	
	同種工事の施工実績	○	×	
	工事成績	○	×	
	表彰	×	×	
	継続教育（CPD）の実績状況	×	×	
	その他	△	×	
	監理能力（ヒアリング）	×	×	
提案技術	技術提案	○	○	
	技術提案の理解度（ヒアリング）	○ ^{※1}	○ ^{※1}	
体制工	品質確保の実効性	×	△	
	施工体制確保の確実性	×	△	

※1 ヒアリングは実施するが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術提案を審査・評価）。

別図1 (実施要領 第3関係)

総合評価落札方式（技術提案評価型）の型式の適用



別図2（実施要領 第4関係）

総合評価落札方式（技術提案評価型）評価基準

1 技術提案評価型^{※1}

(1) 企業の能力等について

評価の視点	評価項目	加算点（満点）
①技術提案の良否	施工上の課題に対しての効果	70
合 計		70

加算点＝ ①

※1 ヒアリングの評価は行わない。

(2) 施工体制について

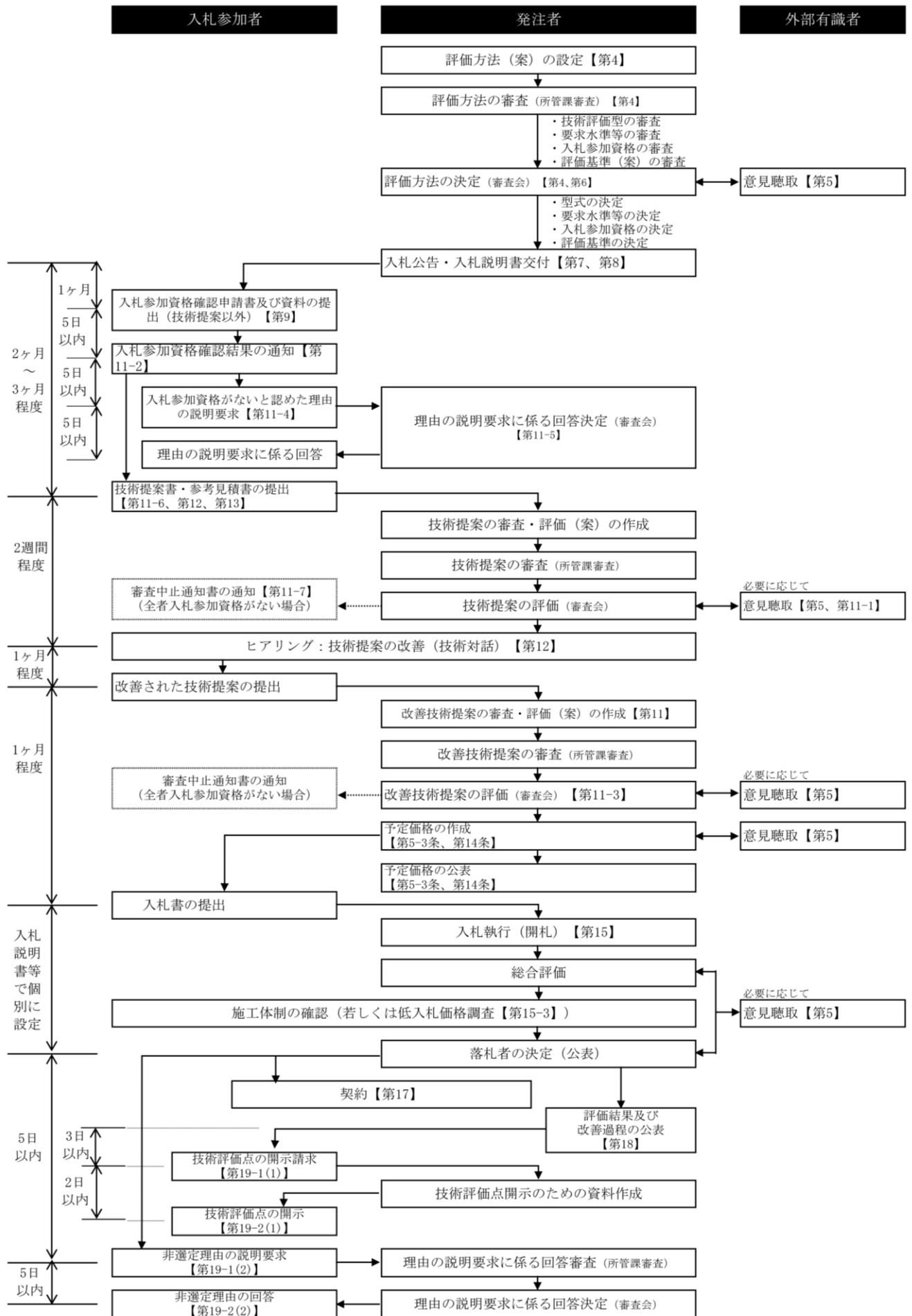
評価の視点	評価項目	施工体制評価点（満点） ^{※2}
①品質確保の実効性	適切な施工体制の確保	15
②施工体制確保の確実性	必要な人員及び材料の確保	15
合 計		30

※2 優・良・可の3段階評価とし、それぞれ15点・5点・0点とする。

※ 上記評価項目等は標準（必須項目）であり、個別案件毎に追加等を行っても構わない。ただし、追加等を行う場合は、入札参加資格審査会で審査を行うこと。

別図3 (第4～第9, 第11～第15, 第17～第19関係)

技術提案評価型の手続きフロー



※ ○日以内は、山形県の休日を守る条例 (平成元年山形県条例第10号) に規定する休日を除くものとする。

技術対話開催通知書

文 書 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

山形県企業管理者 ○○ ○○ 印

技術提案に関する技術対話について（通知）

令和○年○月○日付けで提出されました債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事に係る標記について、下記のとおり実施しますので、担当者の出席をお願いします。

記

1 日 時

令和○年○月○日（○曜） ○○ ○○時 から ○○ ○○時（予定）

2 場 所

山形県庁 ○階 ○○会議室

※ 控え室（山形県庁 ○階 ○○会議室）に、○○ ○○時○○分頃お越しくください。

3 内 容

別紙「技術対話の実施方法」のとおり

4 出 席 者

技術提案の内容を十分理解し説明を行うことができる者（配置予定技術者等）

問合せ先

○○○○課 ○○○○担当

TEL :

FAX :

E-mail :

技術対話の実施方法

1 技術対話の範囲

技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として技術対話の対象としない。

2 技術対話の対象者

技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとし、設計を設計受託者に委託する場合は、予定設計受託者も提案者とみなすものとする。

なお、少なくとも令和〇年〇月〇日（〇）〇〇時までに、参加者名簿（自由様式。参加者名及び会社名を記載）を技術対話開催通知書に記載する問合せ先へ〇〇で提出するとともに、開催日当日は社員証等により本人確認を行うものとする。

3 技術対話の手順

(1) 技術提案の確認（〇〇分 × 〇テーマ = 〇〇分）

技術提案の特徴や利点について概要説明を行い、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

(2) 発注者からの改善要請（〇〇分）

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案及び参考見積書の再提出を求める。なお、要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、当該入札の入札参加資格がないものとして取り扱うものとする。また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めることもある。

(3) 自発的な技術提案の改善（〇〇分）

発注者による改善要請だけでなく、入札参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付ける。

4 発注者による改善要請事項の提示

技術対話時又は技術対話の終了後、速やかに改善要請事項を書面で掲示するものとする。

入札参加資格確認結果通知書

文 書 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

山形県企業管理者 ○○ ○○ 印

令和 年 月 日付けで申請のありました債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

公告日	年 月 日	
工事名		
入札参加資格 の有無	有 / 無	
	入札参加資格がない と認めた理由	

（入札参加資格が「無」とされた場合）

あなたは、当職に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に企業局○○課へその旨を記載した書面を提出してください。

（注）紙入札の場合は、この通知書の写しを持参してください。写しの提出のない方は入札に参加できませんので御注意ください。

文 書 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

山形県企業管理者 ○○ ○○ 印

審査中止通知書

令和 年 月 日付けで提出されました債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事に係る入札参加資格確認申請書及び技術提案書等の関係資料については、次の理由により審査を行わないこととしましたので通知します。

(理由)

問合せ先

○○○○課 ○○○○担当

TEL :

FAX :

E-mail :

別記様式第4-1号（実施要領 第18 関係）

総合評価落札方式（技術提案評価型）に関する技術評価調書

工事名：

総合評価落札方式を行った理由：より優れた技術提案等を求め、価格と技術力を評価し総合的に優れた調達を行うため。

入札参加者名		1	2	3	4	5
①標準点						
②加算点	技術提案	〇〇〇〇				
		〇〇〇〇				
③施工体制評価点						
④技術評価点 ④=①+②+③						
⑤入札価格（円）（税抜き）						
⑥評価値 ⑥=④/⑤×1,000,000						
適用						

注) 1 適用の欄には、「落札」、「失格」、「くじ」、「辞退」、「無効」、「調査基準価格未滿」を記入するものとする。

2 「失格」、「辞退」、「無効」、「調査基準価格未滿」の者の評価値は記載しないものとする。

年 月 日

総合評価落札方式（技術提案評価型）に関する技術提案書の改善過程

工事件名	
入札公告日	令和 年 月 日
技術提案書の受付期間	
技術対話の期間	
改善された技術提案書の提出期間	

【技術提案書の改善に係る過程の概要】

項目	〇〇〇社		〇〇〇社		〇〇〇社	
	発注者からの改善要請事項	入札参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	入札参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	入札参加者の改善状況

年 月 日

山形県企業管理者 ○○ ○○ 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名



総合評価落札方式(技術提案評価型)における技術評価点の内訳の開示について(依頼)

債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事の入札における下記の技術評価点等について、内容の送付をお願いします。

記

評価視点	内訳の送付を希望する評価項目	内訳の送付を希望する理由

注) 公表していないため回答できない事項

- ・技術対話結果の内訳

文 書 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

山形県企業管理者 ○○ ○○ 印

総合評価落札方式（技術提案評価型）における技術評価点の審査結果について（送付）

債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事における審査結果は下記のとおりです。

記

評価視点	内訳の送付を 希望する評価項目	内訳の送付を 希望する理由
審 査 結 果		

問合せ先

○○○○課 ○○○○担当

TEL :

FAX :

E-mail :

入 札 公 告

下記のとおり設計施工一括工事に係る【条件付】一般競争入札総合評価落札方式（技術提案評価型）を実施するので、山形県公営企業財務規程（昭和53年山形県企業管理規程第11号）第124条の規定により公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県企業管理者 〇〇 〇〇

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 発電所名
- (3) 工事場所名
- (4) 工 期 契約締結日から受注者の提案日まで
(ただし、〇〇〇〇〇〇を超えないものとする)
- (5) 工事概要 要求水準書のとおり
- (6) 予算の上限 予算の上限額は、〇〇円（税込み）である。
- (7) 適用制限 低入札価格調査制度
- (8) 本案件は、山形県電子入札システムで行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。
- (9) 本工事は以下に関する技術提案資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
 - ア. 〇〇〇〇
 - ・ 〇〇〇〇
 - イ. 〇〇〇〇
 - ・ 〇〇〇〇
 - ウ. 〇〇〇〇
 - ・ 〇〇〇〇

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事は、〇〇であり、入札参加者は次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇

3 入札等担当部署

担当部署：山形県企業局総務企画課

住 所：山形県山形市松波二丁目8番1号

電話番号：・・・・・・

F A X：・・・・・・

Eメール：ykigyonyusatsu@pref.yamagata.jp

4 契約条項を示す場所

山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県企業局総務企画課 電話番号・・・・・・

5 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
守秘義務資料の閲覧	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	守秘義務対象資料の提供申込時における提出書類による電子データ提供、総務企画課で閲覧可 ^{*1}
入札参加資格に関する質問の受付	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時まで	総務企画課へ電子メールで送付すること。 メール：ykigyonyusatsu@pref.yamagata.jp
入札参加資格に関する回答の閲覧	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	総務企画課における閲覧のみとする。
入札参加資格確認申請書の受付期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	総務企画課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
共同企業体認定申請受付期間 ※JV対象の場合	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	総務企画課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
技術提案書に関する質問の受付	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時まで	総務企画課へ電子メールで送付すること。 メール：ykigyonyusatsu@pref.yamagata.jp
技術提案書に関する回答の閲覧	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	総務企画課における閲覧のみとする。
技術提案書の受付期間	入札参加資格の通知後から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	総務企画課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）もしくは持参すること。
技術対話	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	場所及び日時は、技術提案書受付締切後に通知する。
改善された技術提案書の受付期間	技術対話の翌日〇〇時から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	山形県企業局に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
予定価格の公表	〇〇年〇〇月〇〇日	山形県電子入札システム ただし、掲示することが困難な場合は総務企画課における閲覧のみとする。
入札書受付期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時まで	山形県電子入札システム ただし、困難な場合は総務企画課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。受付期間は「電子入札利用登録なし」の場合が〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時まで、「電子入札利用者登録あり」の場合が〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時までとする。 入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。 工事費内訳書の添付がない入札は無効となります。
開札日時	〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇分	山形県庁 〇階 〇〇会議室 (山形県電子入札システム)
低入札価格調査資料の提出期限	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時まで	総務企画課に持参すること。
入札結果の公表 ^{*2}	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	山形県電子閲覧システム ただし、掲示することが困難な場合は総務企画課における閲覧のみとする。

※1： 山形県の休日を定める条例（平成元年県条例第10号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※2： 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているため、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

6 入札参加資格確認に関する事項

（1）入札参加資格確認申請書の提出

総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書「6 入札参加資格確認申請」により入札参加資格確認申請書を提出すること。

（2）審査結果の通知

入札参加資格確認として提出された申請書については、入札参加説明書に記載している日までに審査結果を通知する。

7 入札保証金

入札保証金については、免除する。

8 入札の無効

財務規程第132条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

（1）虚偽の申請を行った者のした入札

（2）債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事 総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札

（3）契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

（4）工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札

（5）技術提案書の内容が技術提案に係る評価項目に示す最低限の要求要件に満たない者のした入札

9 総合評価に関する事項

（1）技術提案書の提出

総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書「8 技術提案書の提出」により技術提案書を提出すること。

（2）評価基準

評価項目毎の評価基準及び配点並びに総合評価の方法については、入札参加説明書を参照すること。

（3）技術対話

技術提案書改善のための技術対話を実施する。場所及び日時については、技術提案書締切り後に通知する。

なお、通知があったにもかかわらず技術対話を受けなかった者は、当該入札に参加することができない。

(4) 審査結果

技術提案書の技術評価点、技術評価結果、技術提案書の改善過程については、山形県電子閲覧システムにおいて公表する。

(5) 評価内容の担保

評価された技術提案書については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。なお、受注者の責めにより施工において技術提案書の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

10 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、山形県企業局建設工事等低入札価格調査制度実施要綱(平成17年1月1日施行。以下「低入要綱」という。)による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

開札後、調査基準価格を下回った入札を行った者(以下「調査対象者」という。)がいる場合は、低入札価格調査を実施するものとする。なお、調査対象者は、低入札価格調査に協力するものとする。

また、調査対象者が対象工事を契約する場合、監督職員による重点監督の対象及び工事完成後の確認調査を実施するものとし、詳細は、契約後に別途指示するものとする。

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

低入要綱第4条の規定のとおりとする。

11 落札者の決定の方法

予定価格の範囲内で入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあっては、当該評価値の者によるくじで落札者を決定するものとする。

なお、調査対象者のうち低入札価格調査により失格とした者は除くものとする。

12 その他の事項

(1) 総合評価落札方式(技術提案評価型) 公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、総合評価落札方式(技術提案評価型) 公告共通事項書を参照のこと。)

(2) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐との兼務を認めない。

(3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

別添2（実施要領 第7関係）

総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書

1 適用

本書で定める事項は、債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事 総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領（以下「総合評価実施要領」という。）に基づいて実施する入札について適用する。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本工事の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月山形県企業管理規程第11号。以下「財務規程」という。）第135条第5項又は山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者等の建設工事等の入札参加資格に関する取扱要領に規定する審査に基づく認定を受けている者であること。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 事業協同組合として入札に参加する場合には、組合員である者は当該入札に参加することはできないこと。
- (8) 総合評価実施要領「第9 参加申請書等の提出 第1項」に定める入札参加資格確認申請書を提出しており、内容が適切であると認められた者であること。

3 調査基準価格の設定

この入札においては、調査基準価格を設定するものとし、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

4 入札説明書等の閲覧等

- (1) 山形県企業局総務企画課（以下「総務企画課」という。）において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。
 - ① 入札公告の写し
 - ② 総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書
 - ③ 入札参加説明書
 - ④ 特記仕様書
 - ⑤ 要求水準書
 - ⑥ 設計施工請負契約約款
 - ⑦ 調査基準価格の算定式
 - ⑧ 守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料の提供申込時における提出書類
 - ⑨ 現場案内申込書
- (2) 入札説明書等は、山形県電子閲覧システムに掲載する。ただし、掲載することが困難な場合は、総務企画課における閲覧のみとする。
- (3) 守秘義務対象資料は、原則として総務企画課における閲覧のみとする。ただし、守秘義務対象資料が必要な場合は、別添「守秘義務対象資料の提供申込時における提出書類」に記名、押印したものを以下の資料請求先に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参することにより、提供を受けることができる。

誓約書を受領した後、内容を確認次第、資料一式の電子媒体（DVD-Rを予定）を着払いにて送付する。

ア 守秘義務対象資料

別添「要求水準書」のとおり

イ 資料請求先

担当部署：山形県企業局総務企画課

住 所：山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

電話番号：・・・・・・

F A X：・・・・・・

Eメール：ykigyonyusatsu@pref.yamagata.jp

- (4) 現場案内を希望する場合は、別添「現地確認参加申込書」に必要事項を記入の上、以下の申込受付先に電子メールで提出すること。

ア 現場案内期間

別添「現地確認参加申込書」のとおり

イ 申込受付期間

別添「現地確認参加申込書」のとおり

ウ 申込受付先

(3) イの担当部署と同じとする。

5 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、入札公告に定める期間、総務企画課において電子メール [ykigyonyusatsu@pref.yamagata.jp] で受け付ける。
- (2) 質問に対する回答は、山形県企業局ホームページに掲示。ただし、掲示することが困難な場合は総務企画課における閲覧のみとする。

6 入札参加資格確認申請

- (1) 入札参加の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式－1。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。
- ① 同種工事の施工実績調書（別記様式－2－1（入札参加説明書 第8関係））
 - ② 予定設計受託者の同種・類似業務の実績調書（別記様式－2－2（入札参加説明書 第9関係））
 - ③ 設計技術者の資格調書（別記様式－3－1（入札参加説明書 第8関係））
 - ④ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（別記様式－3－2（入札参加説明書 第8関係））
 - ⑤ 経営事項審査結果通知書の写し
 - ⑥ その他入札参加資格を確認するため入札公告において提出を求める資料
- (2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、期限までに入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が総務企画課に郵送又は持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合は、入札参加できないものとする。
- (5) 入札参加資格の確認は、申請書及び添付資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は5日以内に債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事 総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領（以下「総合評価実施要領」という。）別記様式第2号（実施要領 第11

関係)にて通知する。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、総合評価実施要領「第11 技術提案書の評価」に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

8 技術提案書の提出

- (1) 入札に参加することが可能となった者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加説明書で提出を求めている技術提案等の関係資料（以下「技術提案書」という。）を指定された日までに総務企画課に提出しなければならない。期限までに技術提案書を提出しない者は、本工事の入札に参加することができない。
- (2) 技術提案書を郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参する場合は、総務企画課へ3部提出すること。

9 技術提案書の作成費用の負担等

- (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (3) 提出期限日以降における技術提案書の修正及び再提出は認めない。ただし、技術対話後の技術提案書の見直し（改善）においては、この限りでない。

10 入札参加手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期間に山形県建設工事等電子入札実施要綱（平成18年3月29日施行。以下「電子入札要綱」という。）第6条に定めるところにより、入札書を提出するものとする。
- (2) 入札書の提出に当たっては、工事費内訳書の提出を要するものとし、山形県電子閲覧システムに掲載されている工事費内訳書様式をダウンロードし、ファイルに必要事項を入力の上、期限までに電子入札システムによる電子ファイル若しくは総務企画課へ書面にて提出すること。
また、工事費内訳書の工種は、積算体系レベル2相当の工種まで記載し、工事費内訳書の合計額である工事価格（免税事業者にあつては、工事価格の110分の100）は、入札金額と一致させること。なお、次に掲げる項目に該当する場合は、当該入札を無効とする。
 - ① 工事費内訳書が未提出の場合
 - ② 提出された工事費内訳書が未記入である場合
 - ③ 明らかに別の工事の工事費内訳書と判断される場合

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：〇〇
- (2) 契約保証金については、納付すること。ただし、設計施工請負契約約款第4条第1項第2号又は第3号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付がなされたものとし、同項第4号又は第5号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

12 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 低入札価格調査

- (1) 調査基準価格を下回った入札を行った者(以下「調査対象者」という。)がいる場合は、山形県企業局建設工事等低入札価格調査制度実施要綱(平成17年1月1日施行)に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについての調査(以下「低入札価格調査」という。)を行う。
- (2) 調査対象者は、山形県企業局が実施する低入札価格調査に協力しなければならない。

14 落札者の決定等

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあつては、当該評価値の者(以下「同評価値入札者」という。)による山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。
- (3) 調査対象者のうち低入札価格調査により失格とした者は除くものとする。
- (4) 落札者を決定した場合にあつては、山形県企業局建設工事一般競争入札(条件付)実施要綱(平成13年4月1日施行)第17条により入札者全員に通知するものとする。

15 再度の入札

開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札(以下「再度の入札」という。)を実施する。

16 次順位者の確認

- (1) 落札者の入札を無効とした場合は、入札を無効とした者(以下「失格者」という。)以外の同評価値入札者が2者以上いる場合にあつては、「14 落札者の決定等(2)」に規定するくじで落札者を定め、失格者以外の同評価値入札者が1者である場合にあつては当該同評価値入札者を、同評価値入札者がいない場合にあつては失格者の次に予定価格の範囲内で評価値の高い者を、落札者とする。

- (2) 前項の規定による確認は、失格者に「14 落札者の決定等(4)」に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から「14 落札者の決定等(4)」に規定する説明を求める書面を受理したときは、確認を中断するものとする。

17 入札の無効

- (1) 財務規程第132条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
- ① 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ② 総合評価実施要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
 - ③ 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
 - ④ 工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札
 - ⑤ 技術提案書の内容が技術提案に係る評価項目に示す最低限の要求要件に満たない者のした入札
 - ⑥ 総合評価実施要領「第11 技術提案書等の評価 第6項」に該当する者のした入札
- (2) 入札を無効とした者には、山形県電子閲覧システム又は電子メール等により通知する。

18 技術評価点についての説明

- (1) 入札に参加した者のうち、技術評価点に疑義がある者は、技術評価点の公表を行った翌日から起算して3日以内に、総合評価実施要領別記様式第6号(実施要領 第19関係)により技術評価点の内訳の開示を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に総合評価実施要領別記様式第7号(実施要領 第19関係)により回答するものとする。

19 落札者として選定されなかった理由の説明

- (1) 入札に参加し落札者とならなかった者のうち、落札者の決定に不服がある者は、落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内に、書面により非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

20 その他

入札公告及び本書に定めのない事項については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)、財務規程、電子入札要綱、総合評価実施要領及び入札参加説明書の定めるところによる。

入札参加説明書

山形県企業局の債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事に係る入札公告に基づく【条件付】一般競争入札（総合評価落札方式（技術提案評価型））については、入札公告、総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書及び特記仕様書並びに図面に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

1 公告日

2 工事の目的及び内容

3 工事の概要

(1) 工 事 名

(2) 工事場所

(3) 要求水準 別添「要求水準書」のとおり

(4) 工 期 契約締結の日から受注者の提案日まで

（ただし、〇〇年〇〇月〇〇日を超えないものとする）

(5) 本工事は、入札参加資格確認申請後、入札参加資格があると認められた者から技術提案を受けた上で、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

(6) 本工事は、入札時に技術提案として「6 総合評価に関する事項」に定める技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の工事である。

(7) 本工事は、(6)の技術提案の審査において、提案を改善するための技術対話を行う。また、提案を実施するために必要な設計数量及び単価表等の見積の提出を求め、予定価格及び調査基準価格を定める工事である。

なお、本工事（設計・施工）の予算の上限額は〇〇円（税込み）である。

(8) 本工事は、本工事に関する設計を自ら行う予定の入札参加者による技術提案等だけでなく、入札参加者と入札参加者より委託され本工事に関する設計を行う者（以下「設計受託者」という。）として予定されている者（以下「予定設計受託者」という。）との共同による技術提案等も認め、その内容を審査し、評価する工事である。

また、共同による技術提案等においては、予定設計受託者から提出された本工事の設計に関

する見積書を入札参加者に提出させ、受注者となった者には、当該予定設計受託者が提出した見積書に記載の設計見積額以上の金額を委託費として、当該予定設計受託者と適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付け、見積額以上の契約が締結されていない場合には、所管課長はその理由を受注者に提出させ、当該理由が不適正であった場合には、受注者に是正のための措置を講じるように求め、受注者が是正措置を講じない場合、口頭注意の措置を行い、工事成績評定を5点減ずることとする。さらに受注者から設計受託者への委託費の支払完了後に、受注者から発注者に提出させる設計受託者に対する支払報告書に記載の支払額が委託費を下回る場合には、設計受託者に対して適切な支払いがなされていないことから、その理由を受注者に提出させ、当該理由が不適正であった場合には、受注者に是正のための措置を講じるように求め、受注者が是正措置を講じない場合、口頭注意の措置を行い、工事成績評定を5点減ずる、設計受託者の見積を踏まえた入札方式である。

- (9) 設計についての技術提案を適切に評価するため、原則として、予定設計受託者も当該工事の技術対話へ同席すること。ただし、当該技術対話への同席は予定設計受託者の任意の協力によるものとする。
- (10) 予定設計受託者又は設計受託者の倒産等やむを得ない理由により設計の履行が不可能になった場合を除き、落札決定後の予定設計受託者又は設計受託者の変更は認めない。なお、やむを得ず予定設計受託者又は設計受託者を変更する際は、発注者の承諾を得ること。

4 入札参加資格

4-1 入札参加者の資格

次の(1)から(3)に掲げる条件を満たしている〇〇〇〇であること。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇

4-2 予定設計受託者の要件

設計を設計受託者に委託する場合、予定設計受託者は次の(1)から(4)に掲げる条件を満たしている〇〇〇〇する。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇

5 設計・施工一括に関する事項

- (1) 本書及び別添「要求水準書」に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境、維持管理面等にも配慮した適切な設計及び施工計画を立案し、その内容を示した技術提案書(別記様式-4(入札参加説明書 第5、第8関係))を提出すること。なお、技術提案及び参考見積りの範囲は別紙-1(入札参加説明書 第5関係)によるものとする。
- (2) 提出された技術提案については、「6 総合評価に関する事項」に基づいて審査する。

- (3) 提案する工法は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいた工法を対象とする。
- (4) 技術提案書に対応した設計費及び工事費の参考見積書を作成し提出すること。なお、参考見積書は工種、種別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を表示し、主要資材については、規格、数量、単価、金額を表示するとともに、可能な限り規格まで記入すること。体系は、債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事参考見積書（別記様式－8）を参考とすること。なお、様式は自由であるが、A4（縦書き）とすること。ただし、参考見積書は予定価格を算出するための参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

6 総合評価に関する事項

(1) 予定価格

入札参加者から提出された技術提案若しくは改善された技術提案を基に評価した技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とし、修正公告にて山形県電子入札システムにおいて公表する。ただし、掲載することが困難な場合は、山形県企業局総務企画課における閲覧のみとする。なお、技術評価点の最も高い者が2者以上いる場合にあっては、技術提案若しくは改善された技術提案に対する見積書の安価な方を予定価格とする。

(2) 施工体制評価項目の審査・評価方法（低入札価格調査）

入札参加説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、山形県企業局建設工事等低入札価格調査制度取扱要領（平成17年1月1日施行。以下「低入要領」という。）に基づき確認を行うものとするが、審査に当たって確認したい事項等があった場合は、別途ヒアリングを実施することとし、その場合の日時や場所等については、別途連絡するものとする。また、調査基準価格を下回る価格で応札した場合は、低入要領第3条に基づき開札後速やかに実施する低入札価格調査において、施工体制等を確認するものとする。なお、調査基準価格における予定価格については、予定価格に見積書を採用された者以外の者においては、「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」に読み替えて適用するものとする。

(3) 入札の無効

技術提案と併せて提出された設計数量や単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

(4) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「技術提案」をもって入札に参加し、予定価格未満の入札価格である者のうち、「(5) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を

全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 総合評価の方法

ア 入札参加者の技術提案が、「(6) 評価基準」に示す最低限の要求要件を満たした場合に、「標準点」100点を付与する。

イ 「加算点」及び「施工体制評価点」の算出方法は、「(6) 評価基準」のとおりとする。

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 100万 \end{aligned}$$

(6) 評価基準

ア 加算点

以下の技術提案に係る評価項目について評価を行う。なお、最高点は70点とする。

評価項目		評価基準	配点
技術提案			70

イ 施工体制評価点

以下の施工体制に係る評価項目について評価を行う。なお、最高点は30点とする。

評価項目		評価基準	配点
施工体制			30

(7) その他

ア 受注者の責めにより、技術提案及び要求水準書の最低要求要件を満足できない場合は、設計施工請負契約約款第44条（契約不適合責任）に基づき技術提案及び要求水準書の最低要求要件を満足するよう修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求するものとし、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、代金の減額を請求する。なお、修補又は代替物の引渡しの期間が契約工期以降となる場合は、同約款第53条（発注者の損害賠償請求等）に基づき損害の賠償を請求するものとする。また、当該工事成績評定を5点減ずるものとする。ただし、施工条件の変更や自然災害等受注者の責めに寄らない理由により、技術提案及び要求水準書の最低要求要件を履行できない場合におい

ては、この限りでない。

イ ○○○○

7 入札手続における担当部署

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県企業局総務企画課 ○○○○担当

電 話 ・ ・ ・ ・ ・

F A X ・ ・ ・ ・ ・

E-mail ykigyonyusatsu@pref.yamagata.jp

8 入札参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、「4-1 入札参加者の資格」に掲げる入札参加資格を確認するため、次に従い、申請書及び入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

「4-1 入札参加者の資格（1）」の事項を満たしていない者も「4-1 入札参加者の資格（2）から（3）」迄に掲げる事項を満たしているときは、開札時において「4-1 入札参加者の資格（1）」を満たしていることを条件として、入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において「4-1 入札参加者の資格（1）」を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

また、設計を設計受託者に委託する場合、予定設計受託者に関して「4-2 予定設計受託者の要件」に掲げる資格要件を有することを証明するための申請書及び添付資料を提出し、予定設計受託者としての資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出期間

○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで

ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年県条例第10号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。以下日数の規定において同じ。

イ 提出場所

「7 入札手続における担当部署」と同じとする。

ウ 提出方法

山形県企業局に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
なお、提出書類は通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1/○○～○○/○○）。

エ ○○○○

- (2) 申請書は、別記様式-1（入札参加説明書 第8関係）により作成すること。
(3) 添付資料は、次に従い作成すること。なお、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術

者の同種工事の経験（ア）については、同種又は類似業務）については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績」（別記様式－２－１（入札参加説明書 第８関係））に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－３－２（入札参加説明書 第８関係））の「工事経験の概要」に記載する工事について、工事成績評定通知書がある場合は、その写しを添付すること。

ア 同種工事の施工実績

「４－１入札参加者の資格（１）」に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式－２－１（入札参加説明書 第８関係）に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は１件でよい。

イ 配置予定技術者の同種工事の経験

(ア) 設計を自ら行う場合、設計技術者については、「４－１入札参加者の資格（２）」に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者とその資格内容を別記様式－３－１（入札説明書 第８関係）に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。

また、配置予定の技術者として複数の候補技術者とその資格を記載することもできる。

(イ) 主任技術者又は監理技術者については「４－１入札参加者の資格（３）」に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式－３－２（入札参加説明書 第８関係）に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること）。記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

(ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、山形県競争入札参加資格等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 設計を設計受託者に委託する場合の予定設計受託者の業務実績

「４－２予定設計受託者の要件（１）」に掲げる資格があることを判断できる同種・類似業務実績を別記様式－２－２（入札参加説明書 第９関係）に記載すること。記載する同種・類似業務実績の件数は１件でよい。

エ 設計を設計受託者に委託する場合の配置予定の設計技術者

管理技術者については、「４－２予定設計受託者の要件（２）」の資格内容及び「４－２予定設計受託者の要件（３）」の同種・類似業務実績（１件でよい）を別記様式－３－１（入札参加説明書 第８関係）に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。照査技術者については、「４－２予定設計受託者の要件（２）」の資格内容を別記様式－３－１（入札参加説明書 第８関係）に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。

オ 契約書の写し

ア・イ(ア)の施工実績及びイ(イ)・ウ・エの業務実績として記載した工事及び業務に係る契

約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名若しくは業務名、契約金額、工期若しくは履行期間、発注者、請負者若しくは受託者が確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、一般財団法人建設業技術者センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

また、設計を設計受託者に委託する場合、ウ及びエの業務実績として記載した設計に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、業務名、契約金額、履行期間、発注者、受託者が確認できる部分のみでよい。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

カ 技術提案書

入札参加者は、入札参加資格があると通知された後から入札公告に示す期限までに技術提案書を別記様式－４（入札参加説明書 第５、第８関係）に基づいて作成し、併せて技術提案書及び要求水準書を満足するための設計数量及び参考見積書を別記様式－８（入札参加説明書 第５、第８関係）に基づいて提出すること。なお、技術提案書を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

- (４) 入札参加資格の確認は、申請書及び添付資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は５日以内に債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事 総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領（以下「総合評価実施要領」という。）別記様式第２号（実施要領 第１１関係）にて通知する。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

(５) その他

- ア 申請書及び添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び添付資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び添付資料は、返却しない。
- エ 提出期限日以降における申請書又は添付資料の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書及び添付資料に関する問合せ先は、「７入札手続における担当部署」と同じとする。
- カ 申請書類のすべてを〇〇年〇〇月〇〇日必着で郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。提出先及び郵送の際の送付先は「７入札手続における担当部署」と同じとする。

9 技術提案に関する確認等

(1) 技術提案の改善（技術対話）

ア 技術対話について、発注者と入札参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は入札参加者に提案を改善する機会を与えるものとし、技術提案の改善は、次のいずれかの場合によるものとする。

- ・技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上でイに示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合
- ・技術提案書の記載内容について、イに示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合

イ 改善された技術提案の提出場所及び提出期限

技術対話の翌日から〇〇年〇〇月〇〇日までに7の担当部署に持参すること。

ウ 改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみで良いものとするが、発注者が必要に応じて行う資料の提出指示には応じなければならない。また、本工事契約後、技術提案の改善に係る過程についてその概要を公表するものとする。

(2) 技術提案に対する審査内容

技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は、学識経験者等による組織を活用する場合がある。

(3) 改善された技術提案に対する設計数量及び参考見積書の提出

改善された技術提案に対する設計数量及び参考見積書を8(3)カに基づき次の期限までに提出すること。

- ・技術対話の翌日から〇〇年〇〇月〇〇日までに7の担当部署に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。

(4) 評価結果の公表

技術提案書の技術評価点、技術評価結果、技術提案書の改善過程については、総合評価実施要領別記様式第4-1号及び第5号にて総務企画課における閲覧のみとする。

10 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期間

通知を受理した日の翌日から起算して5日以内

イ 提出場所

7の担当部署と同じとする。

ウ 提出方法

書面（様式は自由）を持参することにより提出することとする。

(2) 説明を求められたときは書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

11 技術評価点の開示請求及び非選定理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち不服がある者は、評価結果の公表後、技術評価点の開示請求及び非選定理由について、次に従い書面にて説明要求等を行うことができる。
 - ア 技術評価点の開示請求
技術評価点の公表を行った翌日から起算して3日以内
 - イ 非選定理由の説明要求
落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内
- (2) 説明を求められたときは、次に従い書面にて回答する。
 - ア 技術評価点の開示
開示請求の書面を受理した日の翌日から起算して2日以内
 - イ 非選定理由の説明
非選定理由の説明要求の書面を受理した日の翌日から起算して5日以内

12 入札参加説明書に対する質問

- (1) この入札参加説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
 - ア 提出方法
入札参加説明書に関する質問は、次に定める期間、7の担当部署において電子メールで受け付ける。
 - イ 受領期間
 - (ア) 入札参加資格の質問の受付
公告日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
 - (イ) 技術提案書の質問の受付
公告日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (2) (1)の質問に対する回答は、山形県電子閲覧システムにて次の期間掲載することにより行う。ただし、掲載することが困難な場合は、山形県企業局総務企画課における閲覧のみとする(入札参加者による技術提案内容に関する事項は除く。)
 - ア 回答の掲載(閲覧)期間
 - (ア) 入札参加資格の質問の回答
公告日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
 - (イ) 技術提案書の質問の回答
公告日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

13 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の受付期間は、以下のとおりとする。
 - ア 紙による持参の場合は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日(日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)。
 - イ 郵送(郵便書留など配達の確認ができるものに限る。)による入札の受領期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日(必着)

(2) 開札日時及び場所は、以下のとおりとする。

ア 開札日時：〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分（予定）

イ 開札場所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県庁 〇階〇〇〇〇会議室

(3) その他

紙による入札を行う場合は、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

14 入札方法等

(1) 入札は、山形県電子入札システムにより行う。

ただし、困難な場合は7の担当部署へ書面にて提出すること。なお、郵送(郵便書留など配達の確認ができるものに限る。)することもできるが、電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金については、納付すること。ただし、設計施工請負契約約款第4条第1項第2号又は第3号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付がなされたものとし、同項第4号又は第5号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

16 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、書面にて提出する場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、別記様式-7とする。

(3) 入札参加者は押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

(ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

(イ) 内訳書とは無関係な書類である場合

(ウ) 他の工事の内訳書である場合

(エ) 白紙である場合

(オ) 内訳書に押印が欠けている場合(書面提出の場合に限る)

- (カ) 内訳書が特定できない場合
- (キ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- イ 記載すべき事項が欠けている場合
 - (ア) 内訳の記載が全くない場合
 - (イ) 入札参加説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - (ア) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
- エ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - (ア) 発注者名に誤りがある場合
 - (イ) 発注案件名に誤りがある場合
 - (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
 - (エ) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- オ その他未提出又は不備がある場合

17 予定設計受託者からの見積書の提出

- (1) 入札参加者は、次に定めるところにより、予定設計受託者から提出された見積書の写しを提出すること。
提出期限：〇〇年〇〇月〇〇日
提出先：7の担当部署と同じとする。
様式：別記様式－5によることとする。
- (2) 設計について、入札参加者が自ら実施する場合には、(1)の見積書の写しに代えて、別記様式－6の通知書を提出すること。
- (3) (1)の見積書の写し及び(2)の通知書のいずれも提出がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その者のした入札を無効として取り扱う。
- (4) 落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、予定設計受託者による設計の履行が不可能になった場合には、新たに自ら設計を実施する入札参加者を除き、契約締結時までに(1)に掲げる提出先に新たな設計受託者の見積書の写しを提出することとする。
- (5) 落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、設計を自ら行うこととした場合には、契約締結時までに(1)に掲げる提出先に別記様式－6の通知書を提出することとする。

18 開札

本案件は、山形県電子入札システムにより執行する。ただし、紙入札方式を希望する者は、入札書を書面にて提出することができる。

紙入札方式による場合、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うものとする。なお、入札者又はその代理人が初回の開札に立ち会わない場合であっても、当該入札は有効とする。ただし、再度入札（追加入札）に移行した際は、入札執行者からの連絡に対し、参加の意思を直ちに表明しなければならない。

19 入札の無効

入札公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに総合評価落札方式（技術提案評価型）公告共通事項書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4の入札参加資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。

20 設計

落札者は、契約後、本工事に係る設計（必要な測量、地質調査を含む。）を行うものとする。設計費用については請負金額に含むものとする。

21 契約変更の取り扱い

本工事の契約変更については、次の（1）から（5）により行うものとする。

- （1） 実施設計は発注者が審査のうえ承認し、その設計に基づき、当該工事の施工範囲内容を確認のうえ設計図書を変更するが、請負代金額の変更は行わない。
- （2） 貸与資料では予見できなかった事象による変更については、発注者・請負者、及び必要に応じ第三者の見解をもとに、発注者が認めたものについては、変更の対象とする。
- （3） 不可抗力（地震等）によって地形等が変化し、施工数量に変更がある場合は、変更の対象とする。
- （4） 社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には変更の対象とする。
- （5） 関係機関との協議により、設計及び施工条件の変更が生じた場合には変更の対象とする。

22 リスク分担

リスク分担については、別紙－2によるものとする。

23 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4-1(2)又は(3)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

24 手続における交渉の有無

有・無

25 契約書作成の要否等

設計施工請負契約書により、契約書を作成するものとする。

26 支払条件

本工事の前払条件は、設計施工請負契約約款第 34 条(前金払及び中間前金払)のとおりとする。

(1) 前金払 有・無

(2) 設計の部分引渡しに伴う設計費の支払い 有・無

(3) 中間前金払及び部分払 ○回

27 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有・無

28 関連情報を入手するための照会窓口

7の担当部署と同じとする。

29 その他

- (1) 申請書又は添付資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 工事の一部を他社に下請負させる場合は、施工体制台帳に記載すること。なお、入札参加資格停止期間中の者に下請負をさせてはならない。
- (3) 落札者は、8(3)の添付資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (4) 入札参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (5) 入札が不落となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、総合評価落札方式(技術提案評価型)公告共通事項書14(2)に規定するくじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から連絡する。

(7) 本工事に共同企業体として申請書及び添付資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び添付資料を提出することはできない。

(8) 債務負担行為工事の説明については、次のとおりとする。

・工事名称： 債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事

・前払い金： 本工事の工期は、〇〇年度から〇〇年度の〇か年度の5か年度になっております。

設計施工請負契約約款（以下「契約約款」という。）第39条第2項の各会計年度における出来高予定額は下記のとおりとします。

前払金は、契約約款第39条第1項に基づき請求することができることとします。

【出来高予定額】

〇〇年度

〇〇年度

〇〇年度 請負代金額のうち上記を除く額

技術提案範囲、設計・施工範囲、参考見積り範囲

工事対象範囲は、要求水準書を基本とする。

技術提案：○は、技術提案の対象範囲を示す。

設 計：○は、本工事で行う実施設計の範囲を示す。

工 事：○は、本工事の工事施工範囲を示す。

なお、見積り額は、本工事の工事施工範囲の工事費と実施設計に要する費用の合計とする。

工 種	種 別	技術 提案	設計	工事	備 考

※ 項目は要求水準書を基本としたものであり、技術提案を妨げるものではない。

※ 見積り体系は、○○○○を適用する。

※ 本工事は、異業種の組合せであることから諸経費率（%）についても見積りの対象とする。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

山形県企業管理者 ○○ ○○ 殿

○○建設(株)若しくは○○JV

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

○○年○○月○○日付けで公告のありました債務負担行為工事 木川ダム老朽化対策工事に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事施工実績調書
- 2 監理技術者等の資格・工事経験調書
- 3 建設業許可通知書の写し及び建設業許可証明書
- 4 経営事項審査結果通知書の写し
- 5 その他入札参加資格確認に必要な資料

同種工事の施工実績

〇〇〇〇〇工（工種・工法を指定する場合）

会社名：〇〇〇〇

工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	契約金額	
	工期	
	受注形態等	単体／JV（出資比率〇〇％）
工 事 内 容		

備考

- 1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の施工実績を記載すること。
- 2 記載した工事について、CORINS 登録した工事カルテの写しを提出すること。ただし、CORINS 登録していない工事については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事内容並びに引き渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。
- 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、CORINS 登録していない工事については、JV 協定書の写しを添付すること。
- 4 JV での入札参加資格確認申請の場合は、施工実績を有する構成員についてこの調書を作成すること。

予定設計受託者の同種・類似業務の実績

※設計を設計受託者に委託する場合のみ記載

（工事名： ）

会社名：〇〇〇〇

予定設計受託者名		
同種・類似業務の条件		
業 務 名 等	業務分類	
	業務名称	
	発注機関名	
	契約金額	
	履行期間	
業 務 内 容	業務概要	
	業務の技術的特徴	

備考

- 同種・類似業務実績については、記載する業務のTECRIS（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、受託者の確認ができる部分））の写しを提出すること。ただし、TECRIS等での記載内容で同種・類似業務が不明な場合については、平面図、構造図等を必ず添付すること。

設計技術者の資格

会社名：〇〇〇〇

〇 〇 技 術 者	担当する業務分野（〇〇〇〇）		
①氏名			
②生年月日			
③所属・役職			
④保有技術者資格（資格の種類、部門、取得年月日）			
技術士（部門： 分野： ）・登録番号		・取得年月日	S・H・R . . .
RCCM（部門： 分野： ）・登録番号		・取得年月日	S・H・R . . .
その他（ ）・登録番号		・取得年月日	S・H・R . . .
⑤同種又は類似業務等経歴（設計受託者に委託する場合のみ記載）			
業 務 名	業 務 概 要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号：	（ 〇〇技術者として従事 ）		～
⑥手持ち業務（設計受託者に委託する場合のみ記載）			
1)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）		
2)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）		
3)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）		

- 備考 1 ⑤については、公告に掲げる同種又は類似業務の経歴等を記載すること。
- 2 ⑤については、記載した業務のTECRIS登録の写しを添付すること。また、TECRIS登録していない業務等については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び業務の内容並びに引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。
- 3 配置予定の技術者として複数の候補技術者とその資格及び同種又は類似業務実績を記載することもできる。
- 4 設計技術者の要件確認書類として、資格証の写しを添付すること。

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

（工事名： ）

会社名：○○○○

配置予定技術者氏名		
生 年 月 日		年 月 日（ 歳）
採用 年 月 日		
最 終 学 歴		
法令による資格・免許 （資格者証等の写しを 添付すること）	資格の名称	
	取得年月日	
	登録番号	
工事 経験 の 概 要	工事名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名）
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人／主任（監理）技術者／その他（ ）
工 事 内 容		
手 持 工 事 の 状 況	手持工事の有無	あり・なし
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	従 事 役 職 名	監理技術者／主任技術者／現場代理人
	引渡(完了検査)予定年月日	
	備 考	

備考 1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の経験を記載すること。

2 記載した工事についてCORINS登録した工事カルテの写しを添付すること。また、CORINS登録していない工事等については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事の内容並びに引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。ただし、当該工事が同種工事施工実績調査に記載した工事と同一のものである場合、工事カルテ等の添付を要しない（以下、次項において同じ）。

3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、CORINS登録していない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。

4 手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事（民間を含む。）をいう。なお、手持工事の引渡（完了検査）日が本工事の開札日以降となる場合、備考欄に対応等を記入すること。

5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。

6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。

7 JVの各構成員についてこの調書を作成すること。

8 施工実績を求めている場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要がある。

技術提案書

(工事名：)

年 月 日

技術提案		1/○
<p>【一般事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて説明資料を添付すること。 2 説明資料を含めA４版換算で４ページ以内、文字サイズは10.5ポイント以上とする。 3 ５ページ以上提出された場合は評価しない。 4 提出者（共同企業体の構成員を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。 5 工事目的物の変更を伴う提案については技術提案として認めない。 6 施工計画の記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避けること。 7 右上の「1/○」の○には最大ページ数を入れること。 <p>【特記事項】</p>		

年 月 日

技術提案		○/○
<p>【一般事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 本様式は、２枚目以降に使用すること。2 右上の「○/○」には「当該ページ／最大ページ数」とすること。		

年 月 日

（元請業者の商号又は名称） 御中

住 所
商号又は名称
代表者氏名



設計に関する見積書

項目・工種・種別・細別	名称・規格	単位	数量	単価	金額	備考

備考

- 1 見積書は、契約の当事者間で保管し、その写しを所管課長に提出すること。
- 2 記載内容を変更する際は、当初見積書の内容を記載した上で、変更が生じた箇所は見え消しで、追加が生じた箇所は赤字で記載すること。

年 月 日

山形県企業管理者 ○○ ○○ 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名



設計に係る通知書

工事名：

このことについて、下記に掲げる設計に当たっては、他の業者との委託契約を締結せず、当社が自ら設計することとしますので、その旨通知します。

記

- 1 ○○工に関する設計
- 2 △△工に関する設計

項目・工種・種別・細別	名称・規格	単位	数量	単価	金額	備考

備考

- 1 記載内容を変更する際は、当初の内容を記載した上で、変更が生じた箇所は見え消しで、追加が生じた箇所は赤字で記載すること。

住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

〇〇〇〇工事 参考見積書

区分	費目、工種、種別、細別・規格	数量	単位	単価（円）	金額（円）	適用
工事 価格						
		一般管理費等		円		
	工事価格計（千円未満切り捨て）		円			
	消費税相当額（小数点以下切り捨て）		円			
	請負工事費		円			

注) 項目等は一例であり、技術提案毎に見直すこと。
 低入札調査価格の算定式にも影響するので、見積り体系はこの点も注意すること。
 機器単体費は、工場製作原価（直接製作費及び間接製作費の内訳）、一般管理費等の内訳を示すこと。
 予備品及び付属品について、それぞれの機器単体費に含めること。
 機器の総合調整に要する費用は、据付工に含めず調整工として計上すること。
 技術者間接費の算定には、調整に要する技術者及び技術員の員数が必要となるため明細書で示すこと。
 明細書には、材料の数量、労務者毎の員数等を明らかにすること。
 本工事は、異業種の組合せであることから諸経費率（％）についても見積の対象とする。
 実施設計については、共通仮設費のうち技術管理費（積み上げ分）に計上すること。